

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
医療費助成情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	子ども医療費助成に関する受給者、扶養義務者 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	
	その必要性	正確かつ公平・公正な医療費助成業務を行うにあたり、子ども医療費助成対象者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有するもの。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (公金受取口座情報)
	その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:所得情報に基づき、子ども医療費助成の受給可否を判定するために保有 ② 医療保険関係情報:受給者の資格管理および給付に関する事務(医療費の算定、支払い)にあたり、保険加入情報を把握するために保有 ③ 公金受取口座情報:医療費の給付に関する事務にあたり、支払先口座を把握するために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。

⑤保有開始日		令和5年10月17日	
⑥事務担当部署		札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保健福祉課	
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (システム基盤、サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な医療費助成事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保健福祉課	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		所得情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、下記の事務を行う。 また、個人番号カード等で本人確認や健康保険証に関する情報等を確認する。 1 資格認定・管理事務 ・申請を受けた際、識別情報をもとに対象者を特定する。 ・地方税関係情報(所得情報)をもとに資格判定を行う。 ・子ども医療費の助成を受けている者及び助成を受けていた者の資格情報(連絡先情報・医療保険関係情報含む)の管理を行う。 2 医療費算定・給付事務 ・申請を受けた際、医療保険関係情報や地方税関係情報をもとに給付の審査を行う。 ・医療費の給付事務にあたり、公金受取口座情報をもとに支払先口座へ支給する。	
情報の突合		1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	
⑥使用開始日		令和5年10月17日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	医療助成システム運用保守業務委託	
①委託内容	医療助成システムの運用・保守作業の実施	
②委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	競争入札により決定する。	
再委託	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度		
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	[		]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲					
⑥移転方法	[	]	庁内連携システム	[	] 専用線
	[	]	電子メール	[	] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[	]	フラッシュメモリ	[	] 紙
	[	]	その他 （		)
⑦時期・頻度					
移転先2～5					
移転先6～10					
移転先11～15					
移転先16～20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
保管場所 ※	<札幌市における措置> 【基幹系システムの場合】 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。				
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 【全事務共通】 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。				
7. 備考					